

福岡県公報

平成二十九年四月二十一日
第三千八百八十六号
増刊
①

目次

規 則 (第十九号)

○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(総務事務厚生課) …………… 一

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正
(市町村支援課) …………… 一

規 則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十九年四月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十九号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和四十三年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(次条第二項において「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じたものである旨の申出があつた場合も、同様とする。

第四条中「前条の」の下に「規定による」を加え、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条後段の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、公務外認定通知書又は通勤災害非該当認定通知書により、被災職員等に通知しなければならない。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。
平成二十九年四月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 朝倉郡の表中

介護老人保健施設城山荘	〃	〃	大久保五〇一
-------------	---	---	--------

を

介護老人保健施設城山荘	〃	〃	大久保五〇一
-------------	---	---	--------

に改める。

介護老人保健施設ふじ	〃	〃	山隈八四二一一
------------	---	---	---------

二 老人ホームの表中

介護付有料老人ホームフェリオ天神	〃	〃	西中洲一―一二五
------------------	---	---	----------

を

福岡市立松壽園	〃	〃	西区今津四八一五番地
日本赤十字社福岡県支部特別養護老人ホーム大寿園	〃	〃	今津五二〇番地

特別養護老人ホーム大寿園	介護付有料老人ホームフェリオ天神
〃 西区今津五二〇	〃 〃 西中洲一―一二五

に改める。